

建築工事における「週休２日確保工事」実施要領の運用

6 積算方法等（３）設計変更時における労務費等の補正 関係

「青森県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第二条に該当する工事については、受注者が取り組む週休２日の達成状況及び現場閉所（現場休息）予定日に基づき、工事完成前であっても、達成が見込まれる週休２日の補正区分により設計変更を行うことができるものとする。

ただし、工事完成時において、受注者が当該週休２日を達成できなかった場合は、減額の設計変更を行うものとする。

附則

この運用は、令和８年７月２２日から適用し、同日において工事期間中の工事を含め、全ての週休２日確保工事に適用する。